

施設及び付属設備の維持管理業務

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの適正な管理及び運営により、利用者に安全で衛生的な環境を提供し、建物の諸設備を最良の状態に維持するために、下記の業務を実施するものとします。

1 施設機械警備業務

(1) 対象物件

下記の対象物件に対して、機械警備を行う。

所在地：焼津市宗高 950-1

名称：焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター

焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）

(2) 施設の規模

鉄骨造平屋建

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター 168.075 m²

焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）228.825 m²

(3) 業務内容

警備の内容は、防犯・火災とする。

防犯業務は、警備対象物件にかかる盗難その他不良行為の予防のための業務とする。警備対象物件に設置された警報機器により検出された異常情報により、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容の点検を行い、必要に応じて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するとともに、緊急要員が事態の拡大防止のために必要な処置をとること。

警備提供時間帯は警備状態のセット（作動開始）からリセット（作動解除）の間とする。停電・回線異常監視は24時間とする。

警備の開始又は解除については、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター及び焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）、それぞれにおいて警備の開始または解除の操作を行うものができるものとする。

火災業務については、火災業務は対象物件における火災信号の監視業務及び、信号の受信時における緊急対処及び関係箇所への通報業務とする。

火災業務の提供時間帯は24時間とする。

2 浄化槽維持管理業務委託

(1) 浄化槽保守点検場所

所在地：焼津市宗高 950-1

(2) 浄化槽の容量

18人槽（7.981 m³） 1基

(3) 業務内容

浄化槽法及び同法施行規則に規定する保守点検

浄化槽の保守点検 6・9・12・3月

衛生害虫駆除 6月

汚泥引抜き・清掃業務 2月

3 浄化槽法定点検

4 消防設備保守点検業務

(1) 場所

所在地：焼津市宗高 950-1

名称：焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター

焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）

(2) 業務内容

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、下記の設備の外観・機器点検を 9 月、総合点検を 2 月に実施、報告する。

ア 消火器具

① 消火器 10 型 3 本

イ 自動火災報知設備

- ① 受信機 P 型 2 級 1 面
- ② P 型 2 級発信機 2 個
- ③ 表示灯 2 個
- ④ 音響装置 2 個
- ⑤ 作動式スポット型感知器 27 個
- ⑥ 定温式スポット型感知器 3 個
- ⑦ 煙感知器 5 個
- ⑧ 常用電源 1 式
- ⑨ 予備電源 1 式
- ⑩ 配線点検 1 式

ウ 誘導灯及び誘導標識

① 誘導灯 6 灯

消防法による検査及び報告書の作成を行う。

5 建築・設備点検業務

建築基準法第 12 条第 1 項に基づく建築設備定期検査

建築基準法第 12 条第 1 項に基づく建物定期調査

6 植栽管理及び消毒業務

敷地内 3 m 以下の植栽剪定 11 月

消毒 5・8 月

7 植栽管理業務

敷地内 3 m 以上の植栽伐採

8 ホームページ作成